



海津敦子新聞

当選一期が見た
区議会報告

連絡先 電話 080-3027-2758
住所 文京区小石川4-14-24-107

市民の広場議員控室 03-5803-1319
http://www.hiroba-bunkyo.net/

区政に対しての率直な思いを
日々、書きつつあります。 海津敦子 ブログ 検索

ブログ http://blogs.yahoo.co.jp/bunkyo_kugi
メール bunkyo_kugi@yahoo.co.jp
HP <http://www.a-kaizu.net>
facebook <https://www.facebook.com/atsuko.kaizu.3>

海津敦子
区政の
相談室
学校、子育て、介護、ご近所等々、気軽にご相談ください。
一人で、家族だけで抱えて悩んでいると迷路へ入ってしまう
ことがあります。あなたの「今」に間に合うように解決策を
共に考えていきます。ご相談に応じ弁護士とも連携します。

プロフィール ◆1961年生れ。共立女子大卒・1983年テレビ朝日入社・1992年退社 | 東洋大社会学部・聖学院大人間福祉学部非常勤講師 | 所属委員会:文教委員会・災害対策調査特別委員会・少子高齢社会対策調査特別委員会

教育委員会

保護者丸投げ 台風等への危機管理

空振りを恐れない

「100回空振りでも101回目は空振りではないかもしれない」台風27号の接近に伴い、テレビに出ていたコメントが発言してしまいました。

「これまでに経験したことのない大雨」など台風が年々大きくなっていく状況に対して文京区でも、「空振りを恐れずに安全最優先で行こう！」という流れです。が、残念なことに教育委員会までそうした危機管理は浸透していません。

教育委員は知らない

台風接近・通過等に伴い気象情報が発令されているときの学校の対応は、子どもの命にかかわることです。しかし、教育委員会定例会で審議することなく台風等への基

本対応が決定されています。なおかつ、教育長を除く教育委員長、教育委員3人に報告すらされていません。何のための教育委員なのか疑問が残ります。

たいしたことはない??

文京区立中学は学校選択制をとっていることから、電車などを使い40分以上、登校に時間がかかる生徒もめずらしくありません。それだけに、台風26号で始業時間を遅らせたのは中学10校中で半分。その判断は適切だったと思います。

一方、区の基本方針通りに「通常通り」の授業開始で、登校か自宅待機かを保護者の自主判断に任せなかつたのかを聴きました。その答えは実に明快。「たいしたこと

はならないと判断したから」。この判断には疑問を持ちます。学校の先生は教育の専門家ですが、気象では専門家ではありません。その素人判断から登校中に怪我をしたら、どうしたのでしょうか？

なぜ「通常通り」に??

通常通りの授業を選択しがちな背景には、「たかが暴風警報、大雨警報ぐらいで始業時間を遅らせるなど、もったいない」「激しい雨や風に気を付けて学校にくる経験を積みますことも大事」という教育観も根強くあります。

子どもが自然災害から身を守る判断を身につけていくためにも、「空振りを恐れない」大人の危機管理を見せたいことが重要です。

基本対応の見直しを

都市部でも大雨によるがけ崩れが起きる可能性が指摘され、「東京都土砂災害危険箇所」には、文京区内でもがけ崩れの危険箇所が少な

文京区 台風等への学校の基本的対応

気象情報	学校及び保護者の対応
午前6時の時点、「暴風特別警報」又は「大雨特別警報」が発表されている場合	臨時休業
午前6時の時点、「暴風警報」と「大雨警報」が同時に発表されている場合	保護者判断による登校又は自宅待機 ●自宅及び学校近隣の状況から、登校に支障がないと判断できる場合は、安全を確認の上、登校させてください。 ●登校する場合は、原則、小学生(及び幼稚園児)は保護者付き添い ※台風の規模や状況等によって、始業を2時間程度遅らせる場合があります
午前6時の時点、「暴風警報」を伴わず、「大雨警報」「洪水警報」が発表されている場合	通常通り ●安全を確認の上、保護者の判断で登校させてください。
「暴風特別警報」又は「大雨特別警報」が発表された場合	原則として学校(園)待機
「暴風警報」と「大雨警報」が同時に発表された場合	学校内待機、安全確認後に授業を繰り上げて集団下校 ●午前中に発表された場合は給食後に下校
午後から「暴風警報」「大雨警報」が発表の可能性が高い場合	安全確認後に早めに集団下校 ●給食後に下校
「暴風警報」を伴わず、「大雨警報」「洪水警報」のみ発表されている場合	通常通り ●安全を確認して下校 ●学校が状況を判断して早めに下校

暴風警報や大雨警報等が出ているなか、「安全を確認」とは、何をもちいて安全とするのか? 判断を保護者に委ねるのは無責任なことです。

登下校時の対応は、気象警報の発令を真摯に受け止めることが肝要であり、基本対応を速やかに再考すべきです。ちなみに、区内のある小学校では、始業時間を遅くしつつ、早く登校する必要があるのである。保護者同伴で登校を認める対応をとられました。育成室も休校時には朝から開室することになっていました。様々な家庭を想定した細かな配慮は子育てに大いに助かるものです。

未だ「研究」段階

文京区 安心が紡がれる?

ご存知ですか?

国は、学校を安全性の高い良好な居場所」となるように整備することを求めています。東京杉並区は、停電時にも避難者の生活の質を可能な限り落とさないためには電気を自給自足することが必須として、区立小中学校66校すべての体育館に、太陽光発電設備と蓄電池を設置する決定をしました。文京区は避難所を良好な居場所となる努力をどのようにしていくのか。本会議で質問しました。

教育機能のみならず、避難所として「避難者にとって安全性の高い良好な居場所」となるように整備することを求めています。

国は、学校を

くことが望まれる。中長期的な計画をどう進めるのか。区長 非常用電源の一定の確保は必要。今後、施設改築の際には太陽光発電を検討。蓄電池については先行自治体の事例を研究していく。

海津敦子の考え

「これは大変だ」と思っている。しかし、文京区は危機感が希薄なのか、未だ「検討」「研究」段階、これでは区民の安心を紡げません。スピードが重要です。災害時、停電になっても、必要最低限の電気を自給できる避難所の整備が急がれます。

防災課と連携

老朽化した誠之小、明化小の改築にむけ、来年度は改築基本構想が策定されます。教育機能だけでなく避難所としての諸機能を構想に盛り込むことが欠かせません。防災課には、避難者の良好な生活の確保に必要な衛生面のためのシャワー等の確保やコンセントの数等を迅速にまとめ、改築後には良好な避難所環境を確実に実現する連携を要望しています。

教育長の権限拡大

子ども組織 教育委員会へ一元化

区は、区民にわかりやすく利用しやすい組織をめざし、保育園、育成室等々の施策を教育委員会に一元した再編を平成27年4月に行う方向。同様の組織再編をした練馬区は、職員1-2が教育委員会に所属し、予算の1-3を抱える組織となり、教育長の権限も拡大しています。

海津敦子の考え

再編に法的な問題が権限が拡大することを前提にした人選をしていないことは別な問題です。答えになっていません。

子ども組織の一元化は、区民にわかりやすく利用しやすい組織をめざし、保育園、育成室等々の施策を教育委員会に一元した再編を平成27年4月に行う方向。同様の組織再編をした練馬区は、職員1-2が教育委員会に所属し、予算の1-3を抱える組織となり、教育長の権限も拡大しています。

区長 子ども関連施策の一元的な実施は、地方自治法の規定に基づき、適切に行うこととなるため、何ら問題はないものと認識している。

情報公開 知る権利の軽視

根強い
隠ぺい体質

区は「区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開する」としていますが、実態は大きく違っています。「区民に伝えるようなものではない」「区民が混乱を招く」と、区民の気持ちに勝手に押し付け、隠していき傾向はなかなか改まりません。区政の透明性を高める上で不可欠な情報公開の現状をお伝えします。

エピソードⅠ 庁議記録要旨

8月28日の庁議で柳町小学校増築について審議。教育委員会に取材をすると「庁議で様々な意見を頂いたので、庁議での意見も含め検討していく」と。ところが、庁議の議事記録要旨を見ると、**図1**の通り「主な質疑・意見 なし」との記載。意見はあったの？なかったの？

取材を多方面にすると、確かに様々な意見が出ていました。ではなぜ、「主な質疑・意見なし」となったのか？区へ理由を尋ねると「あえて記載するほどの内容ではない」とのこと。

幹部職員が勢ぞろいした会議が庁議。そこで出た様々な意見が「記載に当たらない」程度では、的確な区政運営をできる幹部職員なのか？と疑問が



図1 ごみ収集量、資源回収量及び回収量・処分量について
リサイクル課課長より、資料に基づき説明があり、了承された。
・主な質疑・意見
なし
柳町小学校の教室対策（整備方針）の検討状況について
教育改革担当課長より、資料に基づき説明があり、了承された。
・主な質疑・意見
なし

「主な質疑・意見」が「なし」なのは、「記載するほどの内容でない」から！？

生じます。そもそも「記載にあたりません」など判断すべきことではありません。政策決定の過程の透明性を確保するという基本的な方針から逸脱する庁議録のあり様は、区政の信頼を失うものです。

※庁議：区長はじめ、すべての部長等が出席し、施策等について最終的に審議する庁内最高に位置づけられる意思決定機関

エピソードⅡ 工事費の見込み額

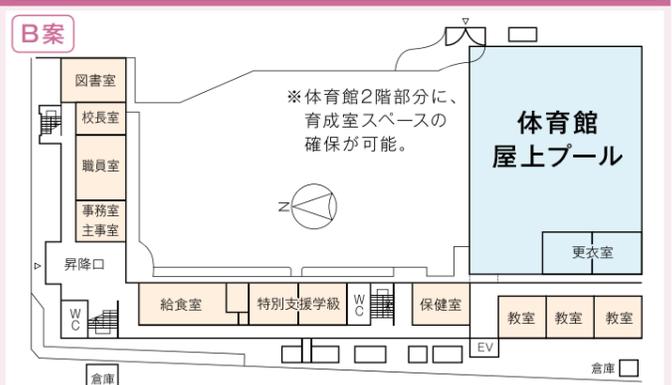
柳町小は「教室数を確保することとは極めて困難であり、早急に抜本的な対策を行う必要がある」と緊急度の高さから、当初、9月補正予算に組み込む予定でいたほど増築を急いでいました。ところが突如、10月になり「会議体を立ち上げ丁寧な議論で決定する」として、増築は先延ばしになりました。緊急度はどこにいったしまったのか？

会議の記録要旨からは、増築が延びることと子どもが負う負担への配慮は見えませんが、子どもの「今」にストレスをかけないよう「スピード」を重視する姿勢も読みとれません。

そもそも、教育委員会が示した3案の中でB案が、学校現場、区民、議会から一番、評価され、B案をより良い案にするために意見が交わされてきた経緯があります。**図2**の会議体では、その経緯を尊重した会議をすれば結論を早くに引き出せます。が、どのようにするかも不透明です。

B案の工事費見込みは（9億10億円）で区民に示されていますが、再計算したところ（20億21億円）膨らんだことを聴きました。詳しい

図2 柳町小学校の増改築についての審議



B案への区民の意見	区民の考え方
<ul style="list-style-type: none">● プールを上にするると建築費・将来にわたり維持管理費とも高くなる● 大震災を想定し、水が入って重くなるプールを上にするような頭でっかちな設計は止め、耐震性を高めるべき● 柳町小は大雨などで浸水する危険が想定されている。体育館は避難所としてより安全性が高まる2階に設ける方がよい● 紫外線対策からも屋上ではない方がいい● プールを夏場以外は校庭の延長で広場として使えるように1階に設ける。避難所として炊き出しなどにも使える	<ul style="list-style-type: none">● 水泳指導は子どもが太陽の陽ざし受けられる環境がベスト● 浸水などしないだろう● 避難所として使っているときに浸水の危険が出てきたら2階以上に逃げればよい

海津敦子ブログより

<http://blogs.yahoo.co.jp/bunkiyokugi>

今年度から区立幼稚園の「預かり保育」は夕方6時までとなり、子育てと仕事の両立を支える側面が大きくなりました。利用児童のほとんどが通常の保育が終了する2時から保護者がお迎えに来る時間まで長時間、園で過ごします。しかし、保育園のような保育ではありません。



保育園であれば、丸一日、常勤職員が非常勤職員の協力を得て、保護者が迎えに来るまでの時間、個々の発達に応じたきめ細やかな保育が実践されています。子どものお昼寝前の様子も、夕方の様子も含め、先生たちの中で情報共有がされます。それが子どもにとって必要なことだからです。

一方、区立幼稚園で行われている「預かり保育」は、非常勤職員が中心になり「怪我や事故なく子どもたちが、保護者が迎えに来るまで遊べる」という「見守り」を基本とする「預かり」です。なぜなら、区立幼稚園を運営する教育委員会は、子どもの発達に寄り添った「保育の質」を預かり保育には求めていません。

それでも、非常勤の先生方は子どもが充実した時間を過ごせるように努力を重ねてくださっています。しかし限界があります。あくまでも非常勤の先生個人にゆだねられたものです。例えば、日中どのように過ごしていたのか、非常勤の先生には引き継がれておらず、子どもを迎えに来た保護者は一日の様子を知ることができない、預かり時間に起きたことが翌日に伝えられていない、といった課題がある園もあります。

区は、「子どもの豊かな成長のため、保育園・幼稚園の保育内容の充実の向上に努める」と目標を持っています。目標達成には、「見守り」を基本とする「預かり保育」の改善は必須です。来年度、預かり保育を「保育園同様の保育」へと拡充するために職員体制を整備するか？注視して下さい。

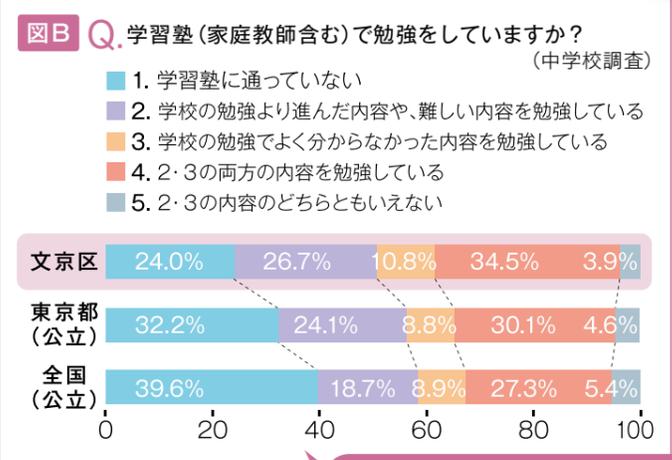
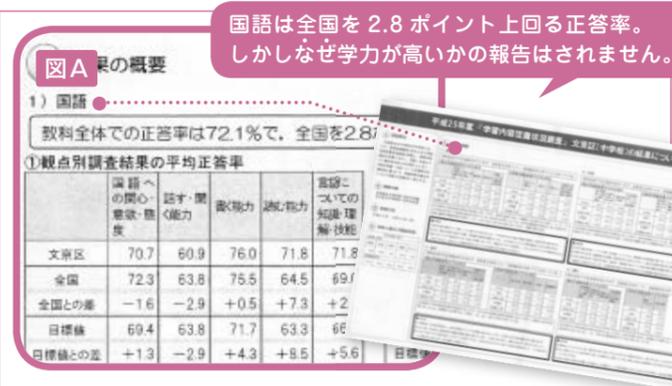
都合な情報も試算し、議論の資料として提供することが区政への信頼につながることを悟り、実践すべきです。

エピソードⅢ 教育委員会にも内緒

文京区教育委員会事務局から、教育委員会、議会への説明は「文京区の子は総じて学力が高い」という報告。**図A**しかし、なぜ学力が高いかの報告はされません。**図B**の調査が行われていますが、教育委員会から学習定着度テストの結果

が良好な背景について質問があった折にも「塾に行っている割合」の調査があったことも隠されました。つまり教育委員会も知る権利を侵害されているのです。

ちなみに国はいじめへの対応が遅れたことなどから教育委員会制度の見直しを行って行っています。その理由として「隠ぺい体質」「事なかれ主義」があげられています。しかし教育委員会が「隠ぺい体質」「事なかれ主義」であるとは一概にはいえません。教育行政がどう審議されたか、きちんと報告させるべきです。



文京区では76.0%の生徒が学習塾（家庭教師含む）を利用。

教育委員会「知る権利」の軽視

平成25年度全国学力・学習状況調査が行われました。

文京区教育委員会事務局から、教育委員会、議会への説明は「文京区の子は総じて学力が高い」。しかし、なぜ学力が高いかの報告はされません。教育委員から学習定着度テストの結果が良好な背景について質問があった折にも、下記の「塾に行っている割合」の調査があったことも隠されました。

つまり教育委員も知る権利を侵害されているのです。

平成25年度全国学力・学習状況調査 文京区教育委員会

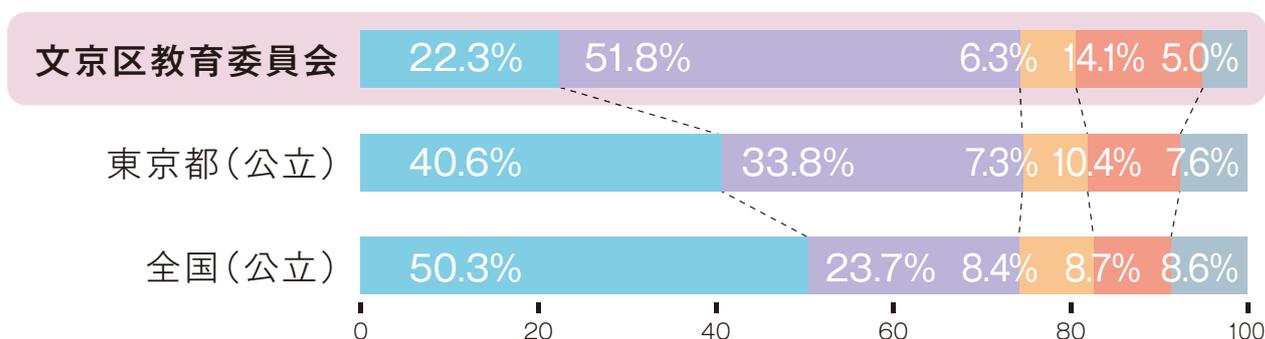
Q

学習塾（家庭教師含む）で勉強をしていますか？

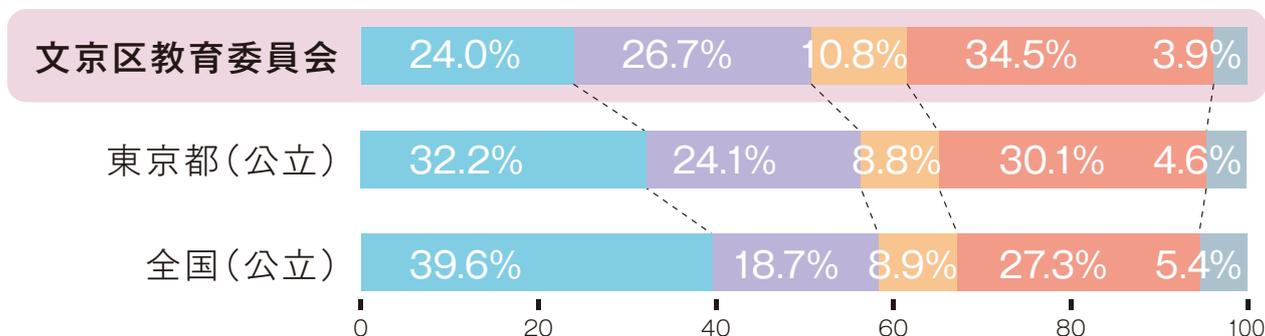
A



小学校



中学校



- 1. 学習塾に通っていない
- 2. 学校の勉強より進んだ内容や、難しい内容を勉強している
- 3. 学校の勉強でよく分からなかった内容を勉強している
- 4. 2・3の両方の内容を勉強している
- 5. 2・3の内容のどちらともいえない